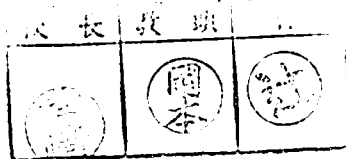


教育長	次長	課長	係



15高教職第1519号
平成16年3月24日

各市町村（学校組合）教育長 様

高知県教育委員会事務局
教職員課長

人事委員会規則の一部改正について（通知）

このことについて、職員の給与の支給等に関する規則（昭和31年9月10日人事委員会規則第3号。以下「支給規則」という。）が下記のとおり改正されましたので通知します。

なお、貴職におかれましては、管内学校への周知をお願いします。

記

1 改正内容

支給規則第5条について、管理職手当の支給割合を平成16年4月1日から平成18年3月31日までの間、各区分の支給割合において、現行の割合に0.9を乗じた割合とする。

2 適用日

平成16年4月1日

3 その他

今回改正通知の詳細については、平成16年3月30日付けの県広報に搭載される予定です。